

評価報告書

青山学院大学大学院
会計プロフェッション研究科
会計プロフェッション専攻

令和6年 3月 25日



令和 5 年度分野別認証評価

特定非営利活動法人 国際会計教育協会

会計大学院評価機構評価委員会

I 評価結果（総合判定）

評価基準 10 章すべての基準，解釈指針を満たしていることから，会計大学院評価機構が定める評価基準に適合していると認める。

II 認定会計大学院について

教育課程と教員組織にかかる 5 章（第 2 章，第 3 章，第 4 章，第 5 章，並びに第 8 章）すべての基準，解釈指針を満たしていることから，認定会計大学院として認める。

「認定会計大学院」の称号を授与する。

Ⅲ 評価結果の判断理由並びに要望事項及び優れた点

青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科会計プロフェッション専攻（以下、当該会計専門職大学院という。）の令和5年度分野別認証評価に関して、当該会計専門職大学院から提出された自己評価報告書に基づき、会計大学院評価機構の定める評価基準を満たしているかについて調査を行った結果、適否判定リストのとおり、すべての基準を満たしており、評価基準に適合していると認められた。

なお、要望事項及び優れた点について付記している。

[要望事項]

1. 入学者数の増加と施設の活用

基準 3-1-1 は満たしているが、近年、入学者が増加していることから、講義科目、演習及び研究指導科目のそれぞれに応じて適切な受講者数となるように対処することが望ましい。

基準 6-2-2 は満たしており、収容定員を上回る場合における解釈指針 6-2-1-2 の措置も講じられているが、近年、収容定員を充足する状況下で、学生の履修の動向によっては、受講者数が教室のキャパシティに対してやや切迫した状況があるように見受けられた。貴大学院では一部の講義について同一講義を複数開講するなどの措置が講じられているものの、担当教員の制約からこうした措置を講じることができない授業科目もあると考えられ、その場合には授業の運営、とりわけ筆記試験を円滑に実施できるのかについて若干懸念される場所である。また、感染症拡大の懸念が完全に払拭されたわけではない状況下で、座席等にゆとりをもつことは重要であることと料する。貴大学院においては、同一キャンパス内に利用可能な教室があることから、そうした教育資源も有効活用すること等を通じて、適切な教育が実施できる体制を整備することが望まれる。

2. 就職支援

基準 7-4-1 は満たしているが、貴大学院においては原則として専任教員が1演習当たり5名前後の学生に対して個別指導を行う体制としており、就職支援等についても専任教員が相談を受けることが多くなっており専任教員の負担が増加しているように見受けられた。専任教員は各々が親身になって就職支援も行っており、これ自体は各専任教員の努力に敬意を表すべき事項であるが、大学の進路・就職センターや貴大学院としての就職

支援との連携や情報共有については教員の負担等の観点から懸案事項と考えられる。入学志願者および入学者の増加に伴い、入学者全員が公認会計士や税理士ということではなく、専門技能を身に着け事業会社や官公庁への就職を希望するケースも増加してきていることから、就職支援体制についても専任教員の努力のみに頼るのではなく組織的に対応していくことが望まれる。

3. リモート授業の環境整備及び対面授業の欠席のフォロー

基準 10-2-1 は満たしており、リモート授業のための設備や対面授業の欠席のフォローを行うための録画設備を導入し教育環境の整備に努めているが、録画を行って対面授業の欠席をフォローアップできるようにしているのかどうかについては教員によって異なっており、さらに、どの教員が録画を行っているのかについては明確になっていない。少なくとも、録画を行っている授業と録画を行っていない授業を明確にし、学生のフォローアップに役立てられるようにすることが望まれる。また、録画設備は整備されていることから、有効活用し学習環境をより一層向上させることが望まれる。

4. 論文やリサーチ・ペーパーへの組織的サポート

上述したとおり基準 10-2-1 は満たしており、教育環境・設備については充実しているが、論文やリサーチ・ペーパーのコピーアンドペーストや Chat GPT などの自動生成ソフトによる作成などをチェックするためのソフトウェアの導入による指導教員の負担軽減、不正防止までは行っていない。一方、生成 AI の利用はビジネスにおいては積極的に導入される傾向もあり、実務家養成の観点からは利用の抑制に焦点を合わせるのみではなく、利用に際しての倫理的な側面を強調するなどを通して、その適切な活用の指導が望まれる。

【優れた点】

1. アドミッション・ポリシーによる入試とそのフォローアップ

基準 6-1-4 に関して、貴大学院では 2019 年度 4 月入学者対象の入試から筆記試験による一般入試を廃止し口述試験のみとしていることから、前回の平成 30 年（2018 年）度評価において「会計専門職大学院における教育の専門性を考えると、標準 2 年生においては、受験生の会計に関する能力を面接の場だけでなく、筆記試験も実施して確認することが望まれる」ことが要望事項となっているが、入学者選抜を口述試験のみとするに当たり、口述試験における簿記・会計の知識の確認に加え、入学時に統一テストを実施し、不合格者には前提科目（初級簿記、初級原価計算）の履修（終了要件単位外）を義務付けて会計

専門職大学院における専門教育の質を損なわないための基礎能力を確保するという具体的な取り組みが進められており、アドミッション・ポリシーに示す入学者の能力の担保に加え、学習支援の観点からも優れた点であると認められる。

適合判定リスト

章	基準	適否	付記事項
1-1 教育目的	基準1-1-1「教育目的の明文化」	○	
1-2 教育目的の達成	基準1-2-1「会計職業人像に適った教育」	○	
	基準1-2-2「体系的な教育, 厳格な成績評価と修了認定」	○	
	基準1-2-3「第三者評価の尊重と努力の継続」	○	
2-1 教育内容	基準2-1-1「社会的期待を反映した教育課程」	○	
	基準2-1-2「段階的カリキュラム」	○	
	基準2-1-3「授業科目のバランスのとれた年次配当」	○	
	基準2-1-4「大学設置基準にしたがった授業時間」	○	
3-1 授業を行う学生数	基準3-1-1「少人数教育」	○	
3-2 授業の方法	基準3-2-1「適切な授業方法等」	○	
3-3 履修科目登録単位数の上限	基準3-3-1「履修科目登録単位数の上限」	○	
4-1 成績評価	基準4-1-1「成績評価」	○	
	基準4-1-2「他の大学院の単位の認定」	○	
4-2 修了認定およびその条件	基準4-2-1「修了認定およびその要件」	○	
5-1 教育内容等の改善措置	基準5-1-1「継続的なFDの実施」	○	
	基準5-1-2「実務家教員と研究者教員のFDの重点」	○	
6-1 入学者受入	基準6-1-1「アドミッション・ポリシーの公表」	○	
	基準6-1-2「アドミッション・ポリシーによる入試」	○	
	基準6-1-3「公正な入試機会の提供」	○	

	基準6-1-4 「客観的な評価」	○	優れた点
	基準6-1-5 「多様な入学者の受け入れ」	○	
6-2 収容定員と 在籍者数	基準6-2-1 「収容定員の上限管理」	○	
	基準6-2-2 「収容定員の適宜見直し」	○	要望事項
7-1 学習支援	基準7-1-1 「十分な履修指導体制」	○	
	基準7-1-2 「学習相談と助言体制」	○	
	基準7-1-3 「教育補助者による学習支援体制の 整備」	○	
7-2 生活支援等	基準7-2-1 「生活支援等」	○	
7-3 身体に障が いのある学生に 対する支援	基準7-3-1 「障がいのある学生に対する支援」	○	
7-4 就職支援 (キャリア支援)	基準7-4-1 「就職支援」	○	要望事項
8-1 教員の資格 と評価	基準8-1-1 「教育上必要な教員の配置」	○	
	基準8-1-2 「教員の指導能力の適格性」	○	
	基準8-1-3 「教員の採用と昇進」	○	
8-2 専任教員の 配置と構成	基準8-2-1 「専任教員の必要数と配置」	○	
	基準8-2-2 「専任教員のバランス」	○	
8-3 研究者教員	基準8-3-1 「専任の研究者教員の適格性」	○	
8-4 実務家教員	基準8-4-1 「専任の実務家教員の適格性」	○	
8-5 専任教員の 担当科目の比率	基準8-5-1 「専任教員の担当科目の比率」	○	
8-6 教員の教育 研究環境	基準8-6-1 「教員の授業負担」	○	
	基準8-6-2 「教員の研究専念期間」	○	
	基準8-6-3 「専任教員を補助する職員の配置」	○	
9-1 管理運営の 独立性	基準9-1-1 「独立の運営の仕組み」	○	

	基準9-1-2「教育課程にかかる審議のための会議」	○	
	基準9-1-3「人事の審議の尊重」	○	
	基準9-1-4「十分な財政的基盤」	○	
9-2 自己点検および評価	基準9-2-1「自己点検および評価の実施と公表」	○	
	基準9-2-2「自己点検および評価の実施体制」	○	
	基準9-2-3「自己点検および評価結果の活用」	○	
	基準9-2-4「自己点検および評価のための外部評価員」	○	
9-3 情報の公表	基準9-3-1「教育活動等の状況の情報提供」	○	
	基準9-3-2「教育活動等に関する重要事項の情報提供」	○	
9-4 情報の保管	基準9-4-1「評価の基礎となる情報の保管」	○	
10-1 施設の整備	基準10-1-1「教室、演習室等の整備」	○	
10-2 設備および機器の整備	基準10-2-1「設備および機器の整備」	○	要望事項
10-3 図書館の整備	基準10-3-1「図書館の整備」	○	
(注1) 適否欄には、基準を満たす場合は○、満たさない場合は×を記入する。			
(注2) 付記事項欄には、基準を満たさない場合は判定理由と記入し、その他に要望事項または優れた点がある場合は、その旨を記入し、それぞれの内容は別に記載する。			
(注3) 第2章、第3章、第4章、第5章及び第8章のすべての基準を満たす場合に評価基準に適合していると認められる。			